

証券コード 6855
平成29年6月12日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西長洲町2丁目5番13号
日本電子材料株式会社
取締役社長 風 間 悦 男

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル ニューアルカイク 3階鳳凰の間
（ご来場の際は、末尾のご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 1. 第58期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第58期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jem-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告
(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資に足踏みがみられたものの、雇用情勢の改善や、個人消費の持ち直しの動きが続く等、緩やかな回復基調となりました。一方、中国をはじめとした新興国の経済成長の鈍化や英国のEU離脱問題、米国の政権交代等による影響も懸念される等、先行きに対しては、不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、パソコン需要の低迷やハイエンドスマートフォンの販売鈍化による影響があったものの、中低価格のスマートフォンの高機能化や、堅調な成長が予想されるデータセンター向け需要の拡大、自動車の電装化の進展等を背景に、設備投資が活発に推移いたしました。プローブカード市場につきましても、今後、需要の拡大が予想される一方で、足元の回復は遅れる状況で推移いたしました。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、アドバンストプローブカードを中心に販売を進めました。その結果、売上面につきましては、ロジックIC向けの拡販が進む等、徐々に回復傾向となったものの、メモリーIC向けの本格的な需要回復が遅れている影響により、前連結会計年度をやや下回る結果となりました。利益面につきましても、生産能力の強化や開発を推し進める一方で、経費削減にも努めてまいりましたが、収益性の高い製品需要の落ち込みや、為替相場の変動の影響、DRAM向け需要の回復の遅れによる国内工場の稼働率への影響等により、前連結会計年度を下回る結果となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高124億8千9百万円（前連結会計年度比4.0%減）、営業利益1億1千2百万円（前連結会計年度比83.2%減）、経常利益1億2千9百万円（前連結会計年度比76.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7千8百万円（前連結会計年度比76.1%減）となりました。

なお、報告セグメント別の業績は次のとおりです。

〈半導体検査用部品関連事業〉

ロジック I C 向けにつきましては、自動車用半導体向けを中心に拡販を進めることができました。メモリー I C 向けにつきましても、需要は徐々に回復傾向となったものの、回復レベルは緩慢な状況で推移しました。

以上の結果、売上高122億 1 千万円（前連結会計年度比4.7%減）となりました。

〈電子管部品関連事業〉

電子管部品関連事業につきましては、売上高 2 億 7 千 9 百万円（前連結会計年度比36.0%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、総額で 8 億 9 百万円（前連結会計年度比62.8%減）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業分野である半導体市場は、スマートフォンの高機能化や、データセンター向け需要の拡大、自動車の電装化の進展等に牽引され、半導体の技術革新や半導体メーカーの生産能力強化が継続される等、引き続き堅調な成長が予想されます。プローブカード市場につきましても、半導体の先端製品の生産が本格化するとともに、プローブカードの需要も回復が見込まれる一方で、半導体メーカーの再編によって、大手半導体メーカーの寡占化が進んだ影響等により、メーカー間の競争も激化することが予想されます。

このような事業環境の中、当社グループといたしましては、以下の課題に全力で取り組んでまいります。

①市場の要求に応える製品の開発とサービスの強化

中長期的に需要が見込まれるDRAM及びNAND型フラッシュメモリー向け製品の更なる性能向上、納期短縮、原価低減を行い、製品競争力を高め、拡販に取り組んでまいります。また、次世代半導体向けプローブカードの開発を加速させ、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

②海外販売の強化

海外の半導体市場は、アジアを中心に着実な成長を遂げております。また、製造を専門に行うファウンドリや、自社工場を持たず製品の企画や設計のみを行うファブレスメーカーの台頭等、半導体の生産は世界規模で分業化が進んでおります。当社グループは、アメリカ、韓国、台湾、フランス、中国に配置した海外拠点のネットワークを活かした販売活動の充実を図るとともに、日本から各国拠点へのリソース投入や一層の技術支援により、海外販売の強化を推進します。

③付加価値向上への取り組み

技術革新やV A活動による原価低減や品質向上によって、付加価値の向上を図ります。

④経営基盤の更なる強化

為替変動や緊急時における対応等、リスクマネジメントの一層の高度化を目指し、経営基盤の強化に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を実施し、企業価値の向上に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 55 期 (平成25年度)	第 56 期 (平成26年度)	第 57 期 (平成27年度)	第 58 期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	9,799	12,193	13,014	12,489
経 常 損 益 (百万円)	214	798	557	129
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	93	788	330	78
1 株 当 たり 当 期 純 損 益 (円)	8.84	74.45	31.21	7.45
総 資 産 (百万円)	13,357	15,288	16,572	16,845
純 資 産 (百万円)	9,658	10,604	10,737	10,490
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	899.04	992.23	1,002.51	983.64

- (注) 1. 第55期につきましては、テレビ等のデジタル家電向け需要の低迷の影響により半導体市場の先行きは不透明な状況で推移いたしました。当社グループの売上も厳しい状況が続きましたが、利益面につきましては、原価低減を推し進めたこと等により回復傾向となりました。
2. 第56期につきましては、DRAMやNAND型フラッシュメモリー等、スマートフォン用に需要が高まっている半導体向けを中心に販売を強化した結果、売上面につきましては第55期を上回る結果となりました。利益面につきましても、売上高の増加に加え、円安による追い風や、繰延税金資産の回収可能性見直しに伴う法人税等調整額の計上等により、第55期を上回る結果となりました。
3. 第57期につきましては、市場の冷え込みの影響があったものの、Mタイププローブカード等の拡販が進んだことにより、売上面につきましては、第56期を若干上回る結果となりました。利益面につきましては、為替差損の影響等により、第56期を下回る結果となりました。
4. 第58期につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
JEM AMERICA CORP.	3,650 千US\$	100.0 %	半導体検査用部品 関連事業
JEM(HONG KONG)Co.,Ltd.	2,000 千HK\$	100.0	
JEM TAIWAN PROBE CORP.	40,100 千NT\$	100.0	
JEM EUROPE S.A.R.L.	400 千€	100.0	
同和JEM(株)	2,500 百万ウォン	50.8	
JEM Shanghai Co.,Ltd.	1,000 千US\$	100.0	

(7) 主要な事業内容

当社グループは半導体検査用部品、電子管部品の開発、製造及び販売を行っております。

当社グループの主要な製品は、次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品
半導体 検査用部品 関連事業	<カンチレバー型プローブカード> Cタイププローブカード プローブ（探針）の形状が力学でいう片持ち梁（Cantilever）の構造を持つタイプ ・C Eシリーズ <アドバンストプローブカード> Vタイププローブカード プローブ（探針）の形状が垂直型で、主として半導体の高集積化・高速化対応として使用されているタイプ ・V Cシリーズ（垂直接触型プローブカード） ・V Sシリーズ（垂直スプリング接触型プローブカード） ・V Tシリーズ（垂直接触型プローブカード） Mタイププローブカード MEMS（Micro Electro Mechanical Systems）技術を用いたプローブユニットを使用しているタイプ ・M Cシリーズ
電子管部品 関連事業	陰極、フィラメント

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市
熊 本 事 業 所	熊 本 県 菊 池 市
東 京 営 業	神 奈 川 県 横 浜 市
JEM AMERICA CORP. (子会社)	ア メ リ カ 合 衆 国 カ リ フ ォ ル ニ ア 州
JEM(HONG KONG) Co., Ltd. (子会社)	中 国 香 港
JEM TAIWAN PROBE CORP. (子会社)	台 湾 竹 北 市
JEM EUROPE S. A. R. L. (子会社)	フ ラ ン ス モ ン ブ ル ノ サ ン マ タ ン 市
同和JEM(株)(子会社)	韓 国 ソ ウ ル 特 別 市
JEM Shanghai Co., Ltd. (子会社)	中 国 上 海 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度比増減
1,014名	37名増

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
(株)三菱東京UFJ銀行	1,375 百万円
(株)三井住友銀行	758
その他	449

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,604,880株

(3) 株主数 5,136名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) 大 久 保 興 産	1,266 千株	11.96 %
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株)	963	9.10
大 久 保 和 正	455	4.30
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	396	3.74
大 久 保 英 正	376	3.55
ゴ ー ル ド マ ン サ ッ ク ス インターナショナル	330	3.11
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	309	2.91
大 久 保 昌 男	290	2.73
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン プービー ノントリティー クライアンツ 613	286	2.70
古 山 陽 一	260	2.45

(注) 持株比率は、自己株式(15,426株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	風 間 悦 男	
取締役副社長	大 久 保 和 正	N P 統括部長 (営業統括、N P 統括管掌) JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長
取 締 役	大 澤 茂 巳	生産統括部長 兼 熊本事業所長 (熊本事業所、生産統括管掌) JEM (HONG KONG) Co., Ltd. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co., Ltd. 代表取締役会長
取 締 役	足 立 安 孝	管理部門統括部長 (コンプライアンス担当) (管理部門統括管掌) JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長
取 締 役	森 隆 一 郎	M製品統括部長 (M製品統括管掌)
取 締 役	坂 田 輝 久	営業統括部長 兼 L製品統括部長 (L製品統括管掌) JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長
取 締 役	吉 田 裕	
常 勤 監 査 役	竹 原 克 尚	
監 査 役	田 村 耕 一	
監 査 役	濱 田 幸 和	濱田税理士事務所所長 (株)プロセスサポート代表取締役社長

- (注) 1. 取締役吉田裕氏は社外取締役であります。
2. 監査役田村耕一、濱田幸和の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役吉田裕氏は、経営等のマネジメントの経験と見識を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して取締役吉田裕氏を独立役員とする届出を行っております。
4. 監査役濱田幸和氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社は、(株)東京証券取引所に対して監査役濱田幸和氏を独立役員とする届出を行っております。
5. 濱田税理士事務所及び(株)プロセスサポートと当社との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

該当事項はありません。

② 退任

該当事項はありません。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7 名 (1 名)	131百万円 (1 百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	23百万円 (7 百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成11年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額3百万円（うち監査役分0百万円）を含んでおります。なお、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議しております。これに伴い、役員退職慰労引当金を全額取り崩し、打切り支給に伴う未払額として固定負債の未払金に計上しております。

(5) 社外役員に関する事項

主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	吉 田 裕	当事業年度中に開催の取締役会17回中14回に出席し、発言を適宜行っております。
監 査 役	田 村 耕 一	当事業年度中に開催の取締役会17回のすべて、及び監査役会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
監 査 役	濱 田 幸 和	当事業年度中に開催の取締役会17回のすべて、及び監査役会13回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
1. 公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	27百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社子会社の計算関係書類監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

5-1 業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して以下の項目を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。
- ②業務執行にあたっては、取締役会及び経営会議他の各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行う。
- ③企業倫理、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要課題と対応について適切に審議する。
- ④コンプライアンス担当取締役は管理部門統括担当取締役とし、当社のリスク並びにコンプライアンスに関する統括責任者とする。また、コンプライアンス担当取締役は、内部統制・コンプライアンス担当を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①予算管理制度等により収益や費用を適切に管理するとともに、職務権限等の規程による所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、取締役会への付議基準等を定めた規程に基づき、承認後執行を行う。
- ②資金の流れや管理の体制に関する規程に基づき、適正な財務報告の確保に取り組む。
- ③安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて、各担当部門が、各種管理規程を策定し、管理を行う。
- ④内部統制・コンプライアンス担当は、当社のリスク並びにコンプライアンスに関して網羅的・総括的に管理する。
- ⑤内部監査は、当社のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的にコンプライアンス担当取締役及び取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、中期経営計画を策定する。
- ②取締役会及び経営会議は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として、中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。
- ③業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会並びに経営会議に報告する。
- ④取締役会及び経営会議は、毎月、この結果をレビューし、部門毎に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- ⑤④の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役及び部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めて業務遂行体制が効率的となるよう改善する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持する。
- ②コンプライアンス体制に係るコンプライアンス基本規則を策定し、使用人が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための社員心得を定める。
- ③内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ④内部通報規程を策定し、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報の通報・相談を行う手段として監査役等の内部通報先に報告する「コンプライアンス・ホットライン」を設置・運営する。監査役等の内部通報先より連絡を受けた内容を調査し、再発防止策をコンプライアンス担当取締役と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。
- ⑤財務報告の信頼性を確保するために、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は業務の適正を確保するため、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社の財務及び経営を管理する部門と事業活動を管理する部門は協業し、子会社の位置付けに応じた多面的な管理を図る。これらの部門は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関しては、当社と子会社における管理規程に基づき当社に報告するとともに、当社の取締役会において審議する。また子会社における内部統制の構築を目指し、子会社全体の内部統制に関する担当部門は、当社の内部統制・コンプライアンス担当とする。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理体制の整備を推進する。また、重大なリスクについては、速やかに当社に報告することを求めるとともに、当社と子会社における管理規程に基づき、当社の取締役会において審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営の自主性を尊重し、且つ経営の効率化を追求するため、相互の権限と責任を明確にし、当社は取引上の諸問題について積極的な指導を図る。また、子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の内部統制・コンプライアンス担当責任者は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。コンプライアンス担当責任者は、コンプライアンスに関する体制の整備を推進し、当社はその状況について定期的な点検を実施する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを監査役から求められた場合、監査役の業務補助のため会計及び業務に精通した当該使用人を置くこととし、人事権については監査役に有り、取締役から独立させる。

②監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人はその職務に関して監査役の指示のみに服し、取締役等からの指示を受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え当社及び子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス・ホットライン」の通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを規程により禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役が必要と考える適正な予算を設けている他、前払を含めその職務の執行について生ずる新たな費用の負担の求めがあった場合にはすみやかに対応する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議に出席することができ、また意見等は会社として十分に尊重する。

②監査役は、必要に応じて重要な決裁書類等をいつでも閲覧または謄写できる。

③監査役からの取締役または使用人の職務の執行状況の聴取に対しては、積極的に協力する。

④監査役会は、代表取締役、内部監査、会計監査人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催する。

5-2 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社及び子会社は、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との取引関係、その他いかなる関係も持たない。不当要求については、警察当局、顧問弁護士等と連携し反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応する。
- ②当社は、主要拠点に反社会的勢力へ対応する部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。また、反社会的勢力による不当要求に対しては直ちに対応統括部署に報告する体制も整備している。
- ③既に加盟している兵庫県企業防衛対策協議会での研修や情報交換を行うとともに、兵庫県警察本部暴力団対策課から情報提供や指導を受ける。
- ④反社会的勢力の関係者と思慮される者からの働きかけや苦情を受けた場合、兵庫県企業防衛対策協議会事務局に照会し情報やアドバイスを受けるとともに、所轄警察署との関係強化を図る。

5-3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上のリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、業務の適正を確保するための体制の実効性を向上させるように努めております。

また、内部監査は、内部統制・コンプライアンス担当と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査した結果、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。監査役会は、代表取締役、内部監査、会計監査人との意見交換会の開催や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反等が無いよう監視しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

金額	金額
資産の部	負債の部
流動資産	流動負債
現金及び預金	支払手形及び買掛金
受取手形及び売掛金	電子記録債務
電子記録債権	設備電子記録債務
有価証券	短期借入金
製品	1年内返済予定の長期借入金
仕掛品	リース債務
原材料及び貯蔵品	未払金
預け金	未払法人税等
繰延税金資産	未払費用
その他	その他
貸倒引当金	
流動資産合計	流動負債合計
固定資産	固定負債
有形固定資産	長期借入金
建物及び構築物	繰延税金負債
機械装置及び運搬具	役員退職慰労引当金
工具、器具及び備品	退職給付に係る負債
土地	その他
リース資産	固定負債合計
建設仮勘定	負債合計
有形固定資産合計	純資産の部
無形固定資産	株主資本
ソフトウェア	資本金
その他	資本剰余金
無形固定資産合計	利益剰余金
投資その他の資産	自己株式
投資有価証券	株主資本合計
その他	その他の包括利益累計額
貸倒引当金	その他の有価証券評価差額金
投資その他の資産合計	為替換算調整勘定
固定資産合計	退職給付に係る調整累計額
資産合計	その他の包括利益累計額合計
	非支配株主持分
	純資産合計
	負債純資産合計

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	12,489
売上原価	9,301
売上総利益	3,188
販売費及び一般管理費	3,075
営業利益	112
営業外収益	
受取利息	14
材料屑売却益	16
その他	17
営業外収益合計	48
営業外費用	
支払利息	21
固定資産廃棄損	5
為替差損	4
その他	0
営業外費用合計	32
経常利益	129
税金等調整前当期純利益	129
法人税、住民税及び事業税	117
法人税等調整額	△26
法人税等合計	90
当期純利益	38
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△ 40
親会社株主に帰属する当期純利益	78

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	983	1,202	8,268	△ 15	10,438
当期変動額					
剰余金の配当			△ 148		△ 148
親会社株主に帰属する当期純利益			78		78
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△ 69	—	△ 69
当期末残高	983	1,202	8,199	△ 15	10,369

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1	191	△ 16	177	121	10,737
当期変動額						
剰余金の配当						△ 148
親会社株主に帰属する 当期純利益						78
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1	△ 116	△ 15	△ 130	△ 47	△ 177
当期変動額合計	1	△ 116	△ 15	△ 130	△ 47	△ 247
当期末残高	2	75	△ 31	46	74	10,490

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

① 連結子会社の数	6 社
② 連結子会社の名称	JEM AMERICA CORP. JEM(HONG KONG)Co.,Ltd. JEM TAIWAN PROBE CORP. JEM EUROPE S. A. R. L. 同和JEM(株) JEM Shanghai Co.,Ltd.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの ……移動平均法による原価法によっております。

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品 …… 主として個別法によっております。

そ の 他 見 込 生 産 品 …… 主として月別総平均法によっております。

原材料 …… 主として移動平均法によっております。

貯蔵品 …… 主として最終仕入原価法によっております。

c. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

リース資産以外の ……当社は定率法によっております。

有形固定資産

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準の規定に基づき定額法及び定率法を採用しております。

リース資産

…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

b. 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 … 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社は、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金 … 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規等に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を一括して費用処理しております。

b. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議しております。これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給に伴う未払額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、一部の連結子会社につきましては引き続き役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」に計上しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,617百万円

(2) ①担保に供している資産

建物及び構築物 589百万円

土地 845百万円

②上記に対応する債務

短期借入金 349百万円

1年内返済予定の長期借入金 99百万円

長期借入金 183百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 10,604,880株

(2) 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	74百万円	7円	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日
平成28年10月25日 取締役会	普通株式	74百万円	7円	平成28年 9月30日	平成28年 12月7日

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力 発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	74百万円	7円	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安定的な支払能力を確保するため、内部資金、金融機関からの借入、設備のリース化等の活用により、資金調達の多様化と安定した資金繰りを実現しております。なお、外部からの資金調達については、安定的で低利息を目標とし、経済や金融情勢を加味しながら、長期もしくは短期のバランスのとれた調達を実施しております。一時的な余資については、短期的かつ安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券に区分される債券及び株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、原則として1年以内の支払期日です。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。借入金及び社債については、安定的な支払能力の確保を目的としたものであり、返済日及び償還日は決算日後、最長で5年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び直物為替先渡取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、主に営業部門内で主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

その他有価証券に区分される債券は、有価証券等運用規則に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関に限定し取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定期的に把握された時価等が取締役会に報告されております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づいて行っており、取引実績及び取引残高は取締役会に報告されております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、27.78%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,925	3,925	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,840	3,840	—
(3) 電子記録債権	465	465	—
(4) 預け金	1,446	1,446	—
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	147	147	—
資産計	9,825	9,825	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,109	1,109	—
(2) 電子記録債務	1,351	1,351	—
(3) 短期借入金	349	349	—
(4) 長期借入金	2,233	2,236	3
負債計	5,044	5,047	3
デリバティブ取引	(0)	(0)	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、並びに (4) 預け金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、種類ごとの取得価額又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得価額 又は償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得価 額又は償却原価 を超えるもの	(1) 株式	2	5	3
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2	5	3
連結貸借対照表 計上額が取得価 額又は償却原価 を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	141	141	—
	小計	141	141	—
合計		144	147	3

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	60

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超
現金及び預金	3,925	—
受取手形及び売掛金	3,840	—
電子記録債権	465	—
預け金	1,446	—
合計	9,677	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	639	639	563	301	88	—
合計	639	639	563	301	88	—

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	983円64銭
---------------	---------

(2) 1株当たり当期純利益	7円45銭
----------------	-------

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年4月に退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用することとしております。

なお、この移行により、翌連結会計年度に87百万円の特別利益を計上する見込みであります。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3 月31日 現在)

(単位：百万円)

	金額		金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,911	支払手形	76
受取手形	8	買掛金	739
売掛金	3,737	電子記録債務	1,351
電子記録債権	465	設備電子記録債務	97
有価証券	116	1年内返済予定の長期借入金	639
製品	39	未払金	176
仕掛品	671	未払法人税等	27
原材料及び貯蔵品	1,023	設備未払金	122
繰延税金資産	139	その他	143
関係会社短期貸付金	27	流動負債合計	3,376
未収入金	48	固定負債	
預け金	1,446	長期借入金	1,593
その他	93	退職給付引当金	208
貸倒引当金	△ 6	その他	85
流動資産合計	9,721	固定負債合計	1,887
固定資産		負債合計	5,263
有形固定資産		純資産の部	
建物	743	株主資本	
構築物	3	資本金	983
機械及び装置	1,383	資本剰余金	
工具、器具及び備品	175	資本準備金	1,202
土地	455	資本剰余金合計	1,202
リース資産	8	利益剰余金	
建設仮勘定	97	利益準備金	97
有形固定資産合計	2,866	その他利益剰余金	
無形固定資産		別途積立金	3,510
ソフトウェア	122	事業拡張積立金	730
その他	6	土地圧縮積立金	83
無形固定資産合計	128	建物圧縮積立金	17
投資その他の資産		繰越利益剰余金	2,191
投資有価証券	66	利益剰余金合計	6,629
関係会社株式	813	自己株式	△ 15
関係会社長期未収入金	15	株主資本合計	8,800
関係会社長期貸付金	273	評価・換算差額等	
繰延税金資産	78	その他有価証券評価差額金	2
その他	131	評価・換算差額等合計	2
貸倒引当金	△ 29	純資産合計	8,802
投資その他の資産合計	1,349	負債純資産合計	14,066
固定資産合計	4,344		
資産合計	14,066		

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	金額
売上高	10,724
売上原価	8,556
売上総利益	2,167
販売費及び一般管理費	2,277
営業損失	△ 109
営業外収益	
受取手数料	21
固定資産売却益	11
受取配当金	155
その他	49
営業外収益合計	237
営業外費用	
支払利息	8
固定資産廃棄損	4
為替差損	0
その他	0
営業外費用合計	14
経常利益	112
特別損失	
関係会社長期貸付金貸倒引当金繰入額	23
特別損失合計	23
税引前当期純利益	89
法人税、住民税及び事業税	20
法人税等調整額	△ 11
法人税等合計	8
当期純利益	80

株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	983	1,202	1,202
当期変動額			
建物圧縮積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	983	1,202	1,202

(単位：百万円)

	株主資本								
	利益剰余金							自己 株式	株主 資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計		
		別途 積立金	事業拡張 積立金	土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	97	3, 510	730	83	18	2, 258	6, 697	△ 15	8, 867
当期変動額									
建物圧縮積立金の取崩					△ 1	1	－		－
剰余金の配当						△ 148	△ 148		△ 148
当期純利益						80	80		80
自己株式の取得									－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	△1	△66	△ 67	－	△ 67
当期末残高	97	3, 510	730	83	17	2, 191	6, 629	△ 15	8, 800

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1	1	8,869
当期変動額			
建物圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△ 148
当期純利益			80
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1	1	1
当期変動額合計	1	1	△ 66
当期末残高	2	2	8,802

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

b. 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品

プローブカード等の受注生産品…………… 個別法によっております。

そ の 他 見 込 生 産 品…………… 月別総平均法によっております。

原材料…………… 移動平均法によっております。

貯蔵品…………… 最終仕入原価法によっております。

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

リース資産以外の有形固定資産 …定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

リース資産以外の無形固定資産 …自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生年度に全額を一括して費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社は、平成28年6月24日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議しております。これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打切り支給に伴う未払額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

5. 表示方針の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取手数料」(前事業年度17百万円)と「固定資産売却益」(前事業年度5百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」(当事業年度1百万円)と「有価証券利息」(当事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他」に含めて表示しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	831百万円
短期金銭債務	114百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,129百万円

(3) ①担保に供している資産

建 物	510百万円
土 地	382百万円

②上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	99百万円
長期借入金	183百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	①売上高	3,644百万円
	②仕入高	1,547百万円
	③販売費及び一般管理費	14百万円
	④営業取引以外の取引高	206百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	15,426株
------	---------

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産（流動）

未払事業税等	7百万円
たな卸資産評価損等	123百万円
繰越欠損金	0百万円
その他	16百万円
繰延税金資産 小計	147百万円
評価性引当額	△ 8百万円
繰延税金資産 合計	139百万円
繰延税金資産の純額	139百万円

② 繰延税金資産（固定）

未払役員退職慰労金	26百万円
投資有価証券評価損	80百万円
関係会社株式評価損	15百万円
減価償却限度超過額	13百万円
繰越欠損金	584百万円
退職給付引当金	62百万円
その他	34百万円
繰延税金資産 小計	818百万円
評価性引当額	△ 695百万円
繰延税金資産 合計	123百万円
繰延税金負債（固定）	
土地建物圧縮積立金	44百万円
その他	1百万円
繰延税金負債 合計	45百万円
繰延税金資産の純額	78百万円

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	831円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円60銭

1 1. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成29年4月に退職一時金制度について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用することとしております。

なお、この移行により、翌事業年度に87百万円の特別利益を計上する見込みであります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月15日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電子材料株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電子材料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月15日

日本電子材料株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 基 博 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 坊 垣 慶二郎 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電子材料株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

日本電子材料株式会社 監査役会

常勤監査役	竹	原	克	尚	印
社外監査役	田	村	耕	一	印
社外監査役	濱	田	幸	和	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本とし、業績に応じて積極的な株主還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期の収益状況を勘案し、1株につき7円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は74,126,178円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

①監査等委員会設置会社への移行

当社は、過半数の社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な項目等について、定款の変更を行うものであります。

②その他

上記①の他、次の項目について、定款の変更を行うものであります。

(目的)

現状の事業及び将来予測される事業に沿って変更するものであります。

(公告方法)

周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

インターネットの普及に鑑み、法務省令で定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できる旨を変更案第15条に新設するものであります。

(重要な業務執行の決定の委任)

業務執行に係る意思決定の迅速化を図るため、重要な業務執行の決定を取締役へ委任できる旨を変更案第26条に新設するものであります。

(損害賠償責任の一部免除)

取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を変更案第27条第1項に新設するものであります。なお、第27条第1項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(剰余金の配当等の決定機関)

資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第36条に新設するものであります。

(字句の修正等)

その他、字句の修正及び上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 (条文省略) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>電子管部品および同部品の製造装置の製造販売</u> (2) <u>半導体部品および半導体検査用部品ならびに半導体測定装置の製造販売</u> (3) <u>公害防止機器・測定機器・オゾン発生装置およびセンサーの研究開発ならびに製造販売</u> (4) <u>電子部品およびタングステン、タantal、パラジウム、白金、ロジウム、銅合金、ニッケル合金等を素材とする電気抵抗体(線、帯、板、箔および棒)の製造販売</u> (5) <u>各種電気炉およびガス炉の製造販売ならびにそれら部品の販売</u> (6) <u>各種気体分離精製装置の製造販売およびそれら部品の販売</u> (7) <u>各種触媒の製造販売および応用製品の製造販売</u> (8) <u>医療用具および空気清浄器の製造販売ならびにそれら部品の販売</u> (9) <u>各種抗菌性ゲルおよびゼオライト混入の塗料・ワックス・繊維製品・接着剤・セメント製品・建築資材・光ファイバーケーブルの被覆材・太陽熱利用による家庭用発電装置・紙類・プラスチック製品・水処理装置等の研究開発ならびに製造販売</u>	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>半導体検査用部品並びにこれに関する部品の製造販売</u> (2) <u>電子機器・電気機器並びにこれらに関する部品の製造販売</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
(10) <u>上記各号製品および製造設備の販売ならびに技術の提供</u> (11) <u>上記各号の輸出入業</u> (12) <u>上記各号に関する事業への投資および株式の所有</u> (13) <u>上記各号に附帯する一切の業務</u> (本店の所在地) 第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u> 第2章 株 式 第6条～第8条 (条文省略) (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得をする権利 (3) 募集株式<u>または</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	(削除) (削除) (削除) (3) 上記各号に附帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人 (公告方法) 第5条 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第2章 株 式 第6条～第8条 (現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得をする権利 (3) 募集株式<u>又は</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

現行定款	変更案
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3章 株 主 総 会 (招集時期) 第12条 (条文省略) (定時株主総会の基準日) 第13条 (条文省略) (招集者および議長) 第14条 (条文省略) (新設) (決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (条文省略) (議決権の代理行使) 第16条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。	3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第3章 株 主 総 会 (招集時期) 第12条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第13条 (現行どおり) (招集者及び議長) 第14条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり) (議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

現行定款	変更案
(新設) (取締役の選任方法) 第18条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) <u>2. 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</u> (新設) (代表取締役および役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除) <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役<u>及び</u>常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
(取締役会の招集者および議長) 第21条 (条文省略) (取締役会の招集手続) 第22条 (条文省略) (取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。 (取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略) (新設) (取締役との責任限定契約) 第25条 (1項新設) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(取締役会の招集者及び議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集手続) 第23条 (現行どおり) (取締役会規則) 第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。 (取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (損害賠償責任の一部免除) 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の選任方法)</u> 第27条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u> <u>(常勤監査役)</u> 第29条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集)</u> 第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>(監査役との責任限定契約)</u> 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 (新設) (新設)	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) 第5章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
(新設) (新設) (新設) 第 6 章 会計監査人 第32条～第34条 (条文省略) 第 7 章 計 算 (事業年度) 第35条 (条文省略) (新設) (剰余金の配当の基準日) 第36条 (条文省略) 2. 当会社は、毎年 9 月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) 第37条 (条文省略) (新設)	(監査等委員会の招集手続) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査等委員会規則) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 (監査等委員会の決議の方法) 第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 第 6 章 会計監査人 第32条～第34条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 (事業年度) 第35条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第37条 (現行どおり) 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月30日とする。 (配当金の除斥期間) 第38条 (現行どおり) 附 則 第 1 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	おおくぼ かず まさ 大 久 保 和 正 (昭和30年3月17日生)	昭和60年4月 当社入社 昭和60年5月 当社取締役熊本工場長 平成15年9月 JEM EUROPE S. A. R. L. 代表取締役会長（現任） 平成17年4月 JEM TAIWAN PROBE CORP. 代表取締役会長 JEM Shanghai Co., Ltd. 代表取締役会長 平成17年6月 当社常務取締役 営業統括部長 平成20年4月 当社代表取締役副社長 開発統括部長 平成22年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長兼社長 平成22年7月 当社代表取締役副社長 平成23年6月 当社取締役副会長 JEM (HONG KONG) Co., Ltd. 代表取締役会長 平成25年6月 当社取締役副社長 平成26年4月 当社取締役副社長 営業統括管掌 平成27年4月 JEM AMERICA CORP. 代表取締役会長（現任） 平成28年4月 当社取締役副社長 N P 統括部長 営業統括、N P 統括管掌（現任）	455,924株
《取締役候補者とした理由》 大久保和正氏は、当社取締役に就任以来、長年にわたりリーダーシップを発揮し、また、経営者として豊富なマネジメントの経験と知識をもって取締役の職責を果たしており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	あ だち やす たか 足 立 安 孝 (昭和26年9月17日生)	平成10年1月 当社入社 平成16年7月 当社経理シニアマネージャー 平成20年4月 当社管理部門副統括部長 兼 経理シニアマネージャー 平成21年1月 JEM Shanghai Co., Ltd. 取締役社長（現任） 平成21年6月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 平成22年7月 当社取締役管理部門統括部長 （コンプライアンス担当） 管理部門統括管掌（現任）	14,720株
≪取締役候補者とした理由≫ 足立安孝氏は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うとともに、管理部門の責任者としてリーダーシップを発揮しており、今後、当社グループが更なる企業価値の向上を図るにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者とい ました。			
3	よし だ ひろ ゆき 吉 田 博 之 (昭和27年10月26日生)	昭和52年4月 三菱電機(株) 入社 平成15年4月 同社 半導体事業本部 半導体業務 統括部 生産支援部長 平成15年10月 同社 半導体・デバイス事業本部 半導体・デバイス業務統括部 生 産システム部長 平成20年4月 三菱電機ロジスティクス(株) 入社 同社 電子事業部副事業部長 平成20年6月 同社 取締役 電子事業部長 平成23年6月 同社 常任監査役 平成27年6月 同社 常任監査役 退任	一株
≪社外取締役候補者とした理由≫ 吉田博之氏は、半導体業界等のマネジメント及び三菱電機ロジスティクス(株)の常任監査役を通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、同氏を新たに社外取締役候補者とい ました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	よし だ ひろし 吉 田 裕 (昭和32年12月28日生)	昭和57年4月 ユニチカ㈱入社 平成12年1月 ㈱タクミナ入社 平成18年4月 同社 経理部長 平成22年6月 同社 執行役員 経理部長 兼 中計推進担当 平成23年4月 同社 執行役員 経理部長 兼 マーケティング部長 兼 中計推進担当 平成24年6月 同社 取締役 執行役員 経理部長 兼 マーケティング部長 兼 中計推進担当 平成25年10月 同社 執行役員 経理部長 平成27年6月 当社社外取締役（現任） 平成27年7月 同社 執行役員 管理部長 平成28年4月 同社 執行役員 管理本部長 （現任）	一株
	≪社外取締役候補者とした理由≫ 吉田裕氏は、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有しており、それらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に生かしていただくため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田博之氏及び吉田裕氏の2氏は社外取締役候補者であります。
3. 吉田博之氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、新たに独立役員とする予定であります。また、当社は、吉田裕氏を㈱東京証券取引所に対し、独立役員とする届出を行っており、原案どおり選任された場合、引き続き吉田裕氏を独立役員とする予定であります。
4. 吉田裕氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 社外取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、吉田博之氏及び吉田裕氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	たけ はら まさ たか 竹 原 克 尚 (昭和18年10月18日生)	昭和42年4月 三菱電機(株)入社 昭和59年12月 三菱電機セミコンダクタアメリカ社出向 昭和62年1月 三菱電機(株)北伊丹製作所アセンブリ技術部 平成11年6月 TOWA(株)入社 平成18年9月 当社入社 平成19年4月 JEMファインテック(株)代表取締役社長 平成22年5月 当社顧問 平成22年6月 当社常勤監査役(現任)	2,700株
≪監査等委員である取締役候補者とした理由≫ 竹原克尚氏は、半導体業界に精通しており、また、経営等のマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	た むら こう いち 田 村 耕 一 (昭和21年5月13日生)	平成11年8月 三菱電機(株)半導体事業本部半導体生産・技術統括部長 平成16年4月 島田理化工業(株)常務取締役 平成18年6月 三菱電機メテックス(株)代表取締役社長 平成21年1月 同 退任 平成21年6月 当社監査役(現任)	1,000株
≪監査等委員である社外取締役候補者とした理由≫ 田村耕一氏は、半導体業界等における経営及びマネジメントを通じた豊富な経験と見識を有することから、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	はま だ ゆき かず 濱 田 幸 和 (昭和30年4月9日生)	昭和61年2月 税理士登録 濱田税理士事務所設立 同所 所長（現任） 平成8年6月 当社監査役 平成16年6月 同 退任 平成19年5月 ㈱プロセスサポート設立 同社 代表取締役社長（現任） 平成21年6月 当社監査役（現任）	1,000株
	≪監査等委員である社外取締役候補者とした理由≫ 濱田幸和氏は、長年にわたる税理士としての豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、取締役会において当社経営に関与し、かつ監査業務を行う適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田村耕一氏、濱田幸和氏の2氏は社外取締役候補者であります。
3. 田村耕一氏は、㈱東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、原案どおり選任された場合、田村耕一氏を新たに独立役員とする予定であります。また、当社は、濱田幸和氏を㈱東京証券取引所に対し、独立役員とする届出を行っており、原案どおり選任された場合、引き続き濱田幸和氏を独立役員とする予定であります。
4. 候補者との責任限定契約について
 監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、竹原克尚氏、田村耕一氏及び濱田幸和氏が原案どおり選任された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
にし い ひろ き 西 井 博 生 (昭和39年5月19日生)	昭和62年4月 監査法人朝日新和会計社入社 平成2年3月 公認会計士登録 平成13年9月 西井博生公認会計士事務所開所 平成16年9月 なぎさ監査法人代表社員（現任） 平成16年12月 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員（現任） 平成20年6月 当社補欠監査役（現任）	一株
≪補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由≫ 西井博生氏は、公認会計士資格を有し、会計監査に関する豊富な知識と高い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、その知識と見識を当社の監査体制に生かしていただけたと考え、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西井博生氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 西井博生氏は、(株)東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を独立役員とする予定であります。
4. 監査等委員である取締役に有能な人材を迎えることができるよう、当社は取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、西井博生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額とする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただき今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額の定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職務と責任その他諸般の事情を考慮し、現在と同額の年額200百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとし、支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任その他諸般の事情を考慮し、年額30百万円以内といたしたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

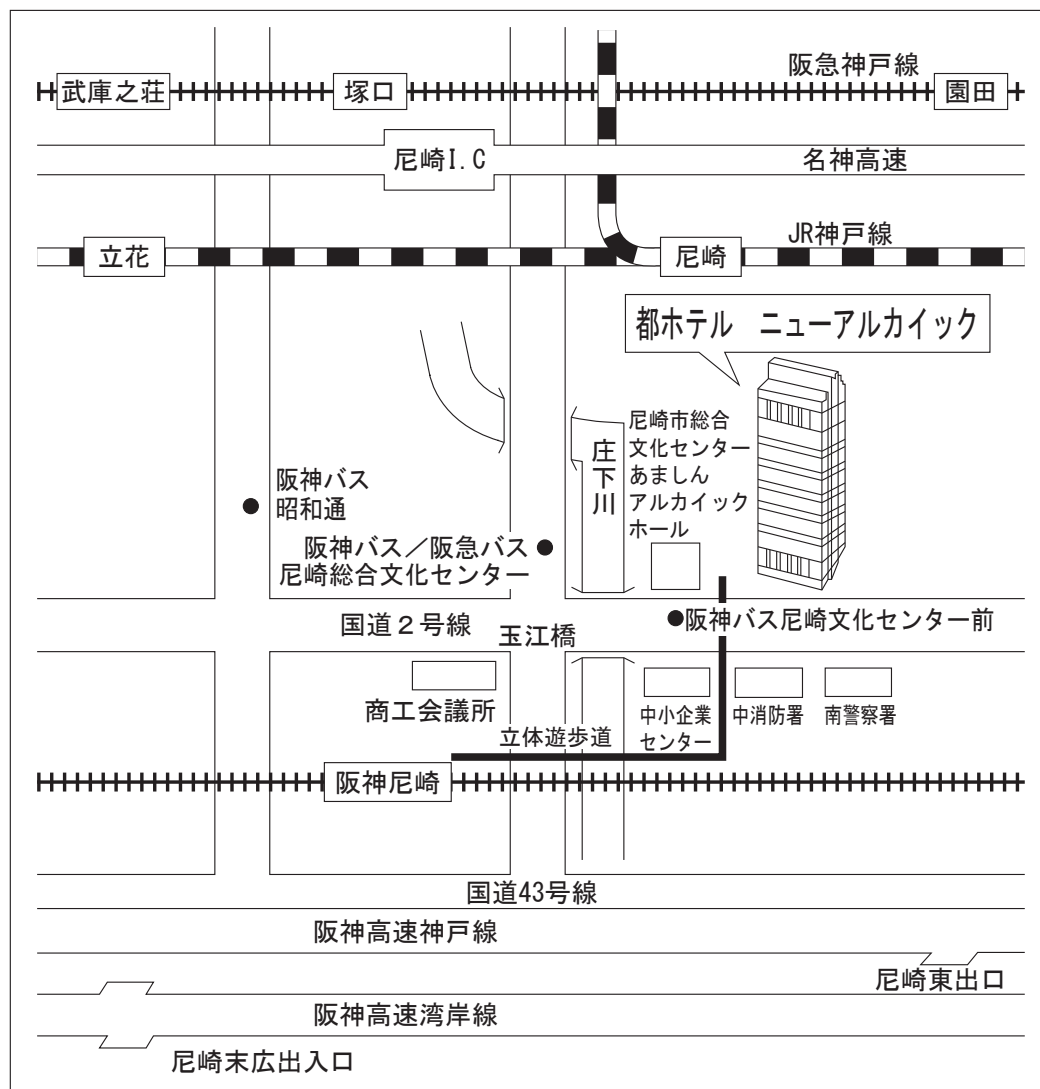
本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとし、支給時期、配分等につきましては、監査等委員である取締役の協議によることにご一任いただきたいと存じます。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号
都ホテル ニューアルカイク 3階鳳凰の間
T E L 06-6488-7777



- 阪神尼崎駅より北東へ400m (徒歩5分)
- 最寄のバス停のご案内
 - ・尼崎総合文化センター
 - 阪神バス：JR尼崎より11番・23番／阪急園田より11番・22番・23番
 - 阪急バス：阪急塚口より55番・57番
 - ・昭和通
 - 阪神バス：JR立花より15番・43番／阪急塚口より13番
 - ／阪急武庫之荘より15番・43番
 - ・尼崎文化センター前